岡山保険センターニュース

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

働き方改革は休み方改革

(一社) 公的保険アドバイザー協会 特定社会保険労務士 福島 紀夫

ワークライフバランスが改善する働き方を!

本年4月からスタートした「働き方改革」ですが、みなさまの会社、家族間ではどのようなとらえ方をしていますか。長時間労働による健康被害を少なくするためにも、効率的な働き方や効果的な休み方が重要な時代になってきます。ワークライフバランスをうまく活用する意識づけをすることも大切です。



時間外労働の上限規制、年次休暇の5日間の取得義務が!

働き方改革の内容は、表で示した通りの項目でスタートしています。大きなテーマとして、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇(以下「年休」)の5日間の取得義務があげられます。時間外労働の規制については、日本は働き過ぎといわれることが多く、欧米諸国と比較しても大きな差が見受けられます。それに伴って健康被害やメンタル面での被害

などが多く、数年前の広告代理店の事故を引き金に して規制を強める機運は高まったといえます。

今回の改正の大きなテーマの一つでもある時間外 労働の上限規制は、中小企業は大企業と比べて1年 遅れでの適用ですが、1か月45時間、1年間で360 時間の上限に達しない働き方の効率化を目指さなけ ればなりません。

また、36協定(時間外労働等に関する労使協定)の届け出も強化されます。大企業の多くは36協定を毎年締結して届け出をしていますが、中小企

項目名	規制の概要	大企業	中小企業
時間外労働 の上限規制	原則として月45時間、年360時間等とする 罰則付きの上限規制を導入	2019.4.1 から適用	2020.4.1 から適用
割増賃金率	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃 金率を50%以上とする	(既に適用 あり)	2023.4.1 から適用
年次有給 休暇	10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、5日について、毎年時季指定して与えなければならない(労働者が時季指定したり計画的付与したものは除く)	2019.4.1から適用	
労働時間の 状況の把握	省令で定める方法(現認や客観的な方法となる予定)により把握をしなければならない	2019.4.1から適用	

業になると約50%強の事業所しか締結しておらず、時間外労働削減の意識とともに改革が必要です。

休み方改革では、年休の取得義務が大きいと思われます。これは全企業、今年の4月一斉スタートの項目です。年休の取得率は全国平均で約49%(2017年厚生労働省発表)と低く、国はこれを2020年までの目標として70%を掲げています。今年の超大型連休も、10連休が取れた企業は約4割程度、もちろん職種にもよりますが、将来的には余暇を十分楽しむための制度にしていきたいものです。

男性の育児休暇が今後のワークライフバランスの重要なテーマに!

ワークライフバランスのテーマで今後重要になる ことは、男性の育児休業の取得です。家事をするか ら、または育児をするから良い父親ではなく、家族 のことを考えて中長期的に休みを取る、父親として 積極的に育児に加わることで、単に育児というテー マだけでなく、第2子、第3子への期待にもつながると考えます。

職場でも家庭でも、働き方・休み方を社会全体で 考えていくことが、次世代の子供たちが明るい未来 図を描くことにつながると考えます。



「男性の育児休業の現状」 10年前の1.56%に比べて、2017年度は5.14%に上昇していますが、まだまだ高いとはいえません。国は2020年までに13%の達成を目指して取り組んでいます。

公的保険について知ろう!!

もしもの時の国からの給付 ~会社員 (男性) の遺族年金を知ろう!~

株式会社アセット・アドバンテージ 代表取締役 山中 伸枝

長生きの時代とは言え、万一が起こることもあります。 国の年金制度は、歳をとった時の生活保障というイメージが強いですが、実は「万一」に給付される遺族年金もあります。今回は、会社員(男性)が亡くなった場合の遺族年金の具体的な計算の仕方を、ねんきん定期便を用いてご紹介します。

■子どもが18歳になるまで 遺族基礎年金が支給される!

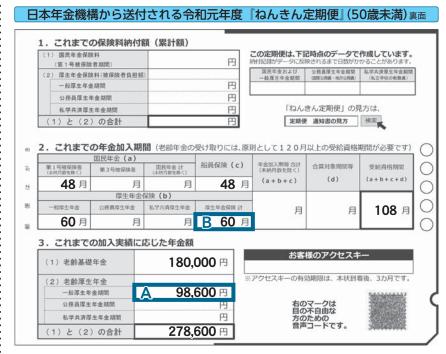
例えば、夫30歳、妻30歳、お子さん0歳のご家族を例に、万一ご主人が亡くなった時の遺族年金を計算してみましょう。右上は、会社員であるご主人のねんきん定期便です。

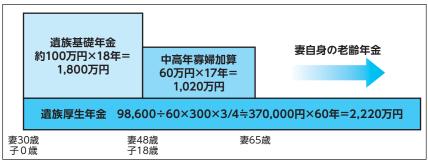
会社員(厚生年金加入者)が亡くなると、国から2種類の遺族年金が支給されます。国民年金からは18歳までの子どもに対し年間約100万円の遺族基礎年金が支給されます。この例ではお子さんが0歳ですから、18年間で合計1,800万円の遺族基礎年金となります。

■加入期間が短くても妻は遺族 厚生年金を終身受け取れる!

厚生年金からは遺族厚生年金が 支給されます。これは亡くなった 方の老齢厚生年金(A)の4分の3 ですが、厚生年金加入期間(B)が 300か月未満の場合は短期要件が 適用されます。

例の場合、Bが現時点で60か月 であるため、 $A \div B \times 300 \times 3/4$





と計算するため、約37万円となります。この遺族厚生年金は妻が終身で受け取りますので、妻が90歳まで生きたとすると約2,220万円の給付となります。

■遺族基礎年金終了後は65歳までは 中高齢寡婦加算の特別手当が!

また、遺族厚生年金には、中高 齢寡婦加算という特別手当があり ます。これは遺族基礎年金終了後 の妻が自身の老齢年金を受け取る まで(65歳)の年金で年間約60 万円支給されます。

この例では、妻は48歳から65

歳までの17年間受け取りますので、合計1,020万円となります。 つまり、夫が亡くなって子どもが 高校を卒業するまでは年間約137 万円の遺族年金が支給され、その 後は妻自身が65歳になるまでの 間約97万円の遺族年金が支給されるということです。

このように遺族年金はねんきん 定期便を用いることで、簡単に試 算ができます。国の保障額では不 足する生活費を民間の生命保険で 補うのだと考えていただけると、 万一の備え方がすっきり理解でき るのではないでしょうか。

「遺族年金」とは? 国民年金や厚生年金保険等の被保険者が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金のことをいいます。

企業におけるリスクマネジメント ワンポイント講座

損害保険代理店活用シリーズ

NPO法人リスク・エイド 副代表理事 伊集院 剛史

風評リスクってなに? どう対応しますか?

パソコンやスマートフォンで、誰もが情報発信できる現代社会。誰かがあなたの会社にとってよくない情報をSNSなどに投稿すれば、それらはあっという間に人々が目にすることになります。それらの情報が事実であれデマであれ、いわゆる「炎上」状態になってしまえば事業活動に大きな支障をきたすことになります。今回は、そうした「風評リスク」への対応について考えてみましょう。

●風評が立つ原因を考えてみよう

風評とはいわゆる「うわさ」のことです。 例えば、問題を起こした他の企業と社名が同 じだったために誤解されたり、他の事業者が 起こした事故・事件であっても、その業界が ひとくくりで見られてしまったりするなど、 自社の活動と関係のないところで企業イメー ジが悪くなってしまうことがあります。

一方、自社の商品やサービス、接客対応などに不満を感じたお客様がSNSにその内容を投稿したり、従業員(退職者も含む)が会社への不満や不都合な情報を口コミサイトなどに書き込んだりすることで、悪いうわさが一気に広がることもあります。

どちらの場合も、放置すれば企業イメージ は悪化の一途をたどるため、迅速な対応が求 められます。 実は認めてしかるべき対応を行い、事実に反することであれば毅然とした態度を示す必要があります。

図表に示すように、風評リスクへの対応は「未然防止」と「緊急対応」があります。悪いうわさは早期に発見し、その内容ごとに迅速な対応をとることでダメージを小さくすることが可能です。

●大切なのは関係者の「不満」を知り、 対処すること

根本的には、お客様や取引先、従業員など、 あなたの会社の関係者とのコミュニケーションをしっかりとって率直な意見に耳を傾け、 改善すべき点は真摯に取り組む姿勢を維持することが、これらのリスクに対する最も有効 な手立てといえるでしょう。

●リスク対応はどうすれば?

「人の噂も七十五日」ということわざがありますが、投稿は削除されたとしてもコピーペーストされればネット上に残り続けるため、「いつかは忘れられるから放っておいても大丈夫」というわけにはいきません。

企業として、認めるべき事

(図表) 風評リスクへの対応

対応策	具体的な取組みと注意点	
未然防止	• Googleなどの検索エンジンで自社名・提供商品やサービスの名称などを定期的に検索、否定的な投稿の有無をチェックする。	
	• 顧客へのアンケートならびに従業員へのヒアリングを定期的に実施、 否定的投稿の芽となる不満等を事前に拾い上げるようにする。	
緊急対応	 ・否定的な投稿が拡大していることを認識したら、自社ホームページなどでそれらの内容に対するコメントを発信する。 ・事実と異なる投稿については、サイト管理者に対し削除依頼を行う。 ・サイト管理者が対応しない場合、名誉棄損等の法的手段を検討・実施する。 ・投稿サイトに反論を書き込んだり、投稿者へ直接削除依頼をしたりすると「火に油を注ぐ」可能性があるので決して行わない。 	



「SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」とは? Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。代表的なものにFacebook、mixi、LINEなどがあります。



『ふともも』の筋力トレーニング②

~自重を使って筋力アップ~

ユーアイ・ウェルネス・ファクトリー 代表 川村 護 (健康運動指導士)

スクワットで膝痛の予防改善とダイエット!!

「ふともも」の筋力アップのエクササイズをお伝えさせていただきます。今回は「自重」、つまり自分の体重を活用してのトレーニング方法です。

立ったり座ったりする際に 必要な大腿四頭筋!

歩く時に膝が崩れないように する「ふともも(大腿四頭 筋)」は立ったり座ったりする 際に必要な筋肉です。そして、 膝を守るための筋肉でもあるの で、膝痛の予防や改善に非常に 関係のある筋肉なのです。また、 全身の筋肉の7割は下半身に集 中しており、その中でも一番大 きいのが大腿四頭筋です。

筋肉量を増加させて 基礎代謝を上げよう!

筋肉の量と基礎代謝には比例 関係が成り立ち、筋肉量を増加 させることで基礎代謝が上がり ダイエット効果も期待できます。 ご紹介させていただく『スクワット』で膝痛の予防改善とダイ エットの一石二鳥を狙ってみま せんか。

【スクワット】

スクワット運動で太腿やお尻 の筋肉を鍛えます。

- ①足は腰幅かやや広めに開き背 筋を伸ばします。
- ②イスに座る動作をイメージして、お尻を後ろに引きながら膝を90°まで曲げて戻します。 (写真)

膝がつま先より前に出ないように注意して下さい。

※4秒で曲げて4秒で伸ばす動作を10回~15回



全国で活躍する損害保険トータルプランナー出演!



4 7 の顔があり それぞれの でしがある。



47都道府県47本の、地元損害保険トータルプランナー8 ねづっち&女子アナウンサーの共演ムービー



You Tube チャンネル 既に公開された動画も 好經連絡配信中!

https://youtube.com/c/daikyo

「保険を選ぶ前に代理店を選ぶ、という考え方」

の大切さを知っていただくために

各都道府県代協加盟代理店の 損害保険トータルプランナーが それぞれの場所の3つのリスクとそれを サポートする保険について 解説いたします。



保険のことは、 日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関連する法律・ 税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

何か困った時に思い出していただける代理店を目指します。



事故相談・法律相談・税務相談・不動産相談など

保険の総合コンサルタント

株式会社岡山保険センター

〒703-8235 岡山市中区原尾島859-7
TEL (086)273-2222(代) FAX (086)273-9933
URL http://www.okayama1.co.jp/
E-mail info@okayama1.co.jp



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の 取組みに参画しています。 損害保険・生命保険はもちろん、総合金融サービスを中心に、 あらゆる角度から「安心」をサポート。

取扱保険会社

<損害保険>

損保ジャパン日本興亜・三井住友海上 あいおいニッセイ同和損保・セコム損保 ニューインディア・AIG損保 <生命保険> メットライフ生命・ソニー生命・エヌエヌ生命

メットライフ生命・ソニー生命・エヌエヌ生命 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 三井住友海上あいおい生命・ジブラルタ生命





編集協力:新日本保険新聞社(2019.7)